



八 監 第 2 1 7 号

令和 7 年 8 月 2 0 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 霞 晴 久

八千代市監査委員 塚 本 路 明

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による株式会社セイウンの指定
管理者監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市（以下「市」という。）が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行っているもの（以下「指定管理者」という。）の出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 株式会社セイウン
- (2) 管理している公の施設 八千代台近隣公園小体育館，勝田台中央公園小体育館
- (3) 所管部局 教育委員会文化・スポーツ課（以下「文化・スポーツ課」という。）

3 監査の範囲

令和6年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

指定管理者による出納その他の事務が，関係法令等にのっとり，適正かつ正確に行われているかを主眼に，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和7年4月18日から同年8月18日

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で公の施設の設置目的に沿って運営されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、市は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。また、対象団体においては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 文化・スポーツ課

(1) 要望事項

ア 人件費の明確化について

令和6年度収支予算書及び令和6年度収支報告書における人件費について、本部の運営等組織全体に係る業務を実施する際に要する費用（以下「本部経費」という。）が含まれており、内訳等の記載もなかったことから、施設の管理運営に係る直接的な費用である人件費と間接的な費用である本部経費とが混在し、人件費が明確になっていなかった。

このことから、八千代市指定管理者制度ガイドラインに基づき、施設の管理運営に係る直接的な費用と間接的な費用とを区分し、人件費が明確となるよう収支予算書及び収支報告書の記載方法の見直しについて検討されたい。

2 株式会社セイウン

(1) 要望事項

ア 諸規程の見直しについて

八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館の管理運営に関する協定書及び八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館管理運営仕様書（以下「協定書等」という。）に基づき整備することとされている公の施設の管理に係る諸規程について、情報公開に関する規程及び内部通報規程が実態に即したものとになっていなかったことから、協定書等に基づき、かつ施設の管理実態に即したものとなるよう規程の見直しについて検討されたい。